

生活環境保全のための 新たな対応策検討会議

これまでの検討の総括と今後の対応

1

事例1 事例の状況と環境影響

- ① 有機性汚泥や廃石膏ボード粉等を混ぜた産業廃棄物を堆肥原料と称して、無許可※1で多量に受け入れ、野積み
- ② 県が代執行により、堆積物からの高濃度硫化水素の発生を防止

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)(廃棄物の受け取りには、廃棄物処理業の許可が必要)



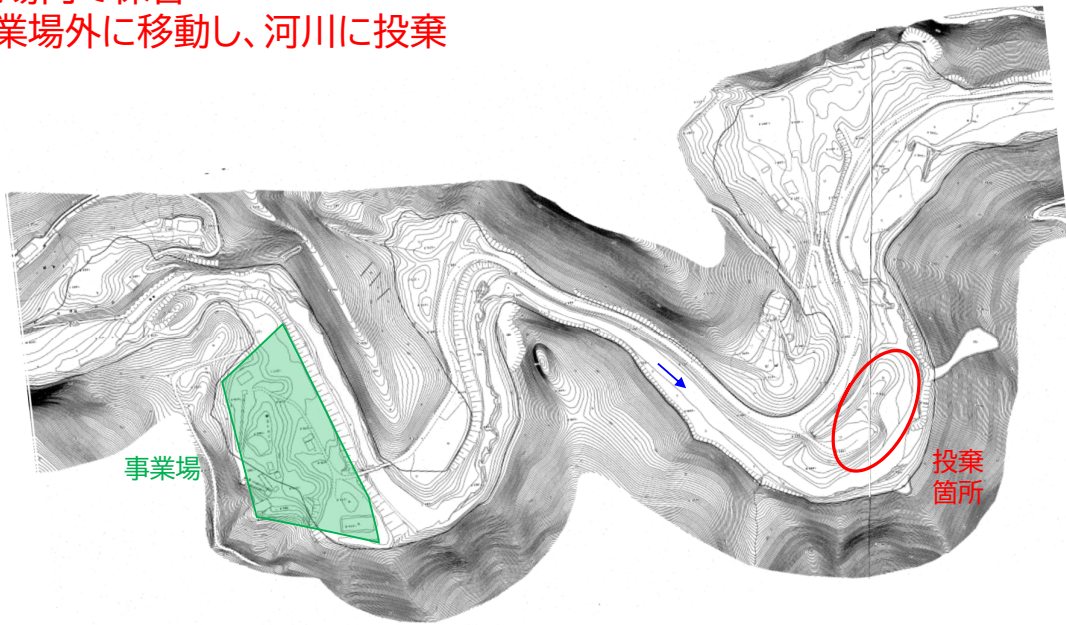
環境影響

・高濃度硫化水素の発生 ・悪臭 ・景観の悪化

2

事例2 事例の状況と環境影響

- ① 土砂分を含む濁り水の処理により多量に発生する無機性汚泥(廃棄物)を、事業場内で保管
- ② 事業場外に移動し、河川に投棄



環境影響

・河川の濁り

3

事例3 事例の状況と環境影響

- ① 北杜市内の事業者が、無許可※1で大量の土砂による盛土を実施
 - ② 事業者は県の是正指導に応じず盛土が残置
- ※1 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(面積3,000㎡以上の土砂の埋立て等を規制)



環境影響

・土砂の流出

4

類似の問題点がある対象物の洗い出し

各事例の問題点

事例1（堆肥原料）

- ① 廃棄物認定に時間を要し、多量の廃棄物が搬入・放置
- ② 事業者が改善せず、県が代執行

事例2（無機性汚泥）

- ① 多量に発生する無機性汚泥の処理や活用が進まない
- ② 廃棄物処理法・河川法に違反して無機性汚泥を投棄

事例3（土砂）

- ① 無許可で大量の土砂を盛土
- ② 事業者が是正指導に応じず盛土が残置

洗い出しの観点

1

有価物か廃棄物かの判断が難しく大量放置につながるおそれがあるもの

2

多量に発生する廃棄物で重大事案化するおそれがあるもの

5

事例からあげられる課題の概要（廃棄物等・土砂）

① 問題化するおそれのある行為の早期把握ができない

② 実効性のある行政指導が難しい

③ 環境への影響が生じる又はそのおそれがある

課題とその解決策について
廃棄物等と土砂に分けて詳細に検討

6

廃棄物等に係る検討

7

対象物の絞り込みの流れ

1. 洗い出した対象物を発生段階に着目して「廃棄物等」と「使用済み物品」に区分

2. 区分ごとに処理過程のどの段階で保管されるのかを整理

3. 対象物ごとに、どの段階の保管で重大事案化するおそれがあるのかを、「取り扱い状況」と「規制・運用状況」から整理

4. 対象物の絞り込み

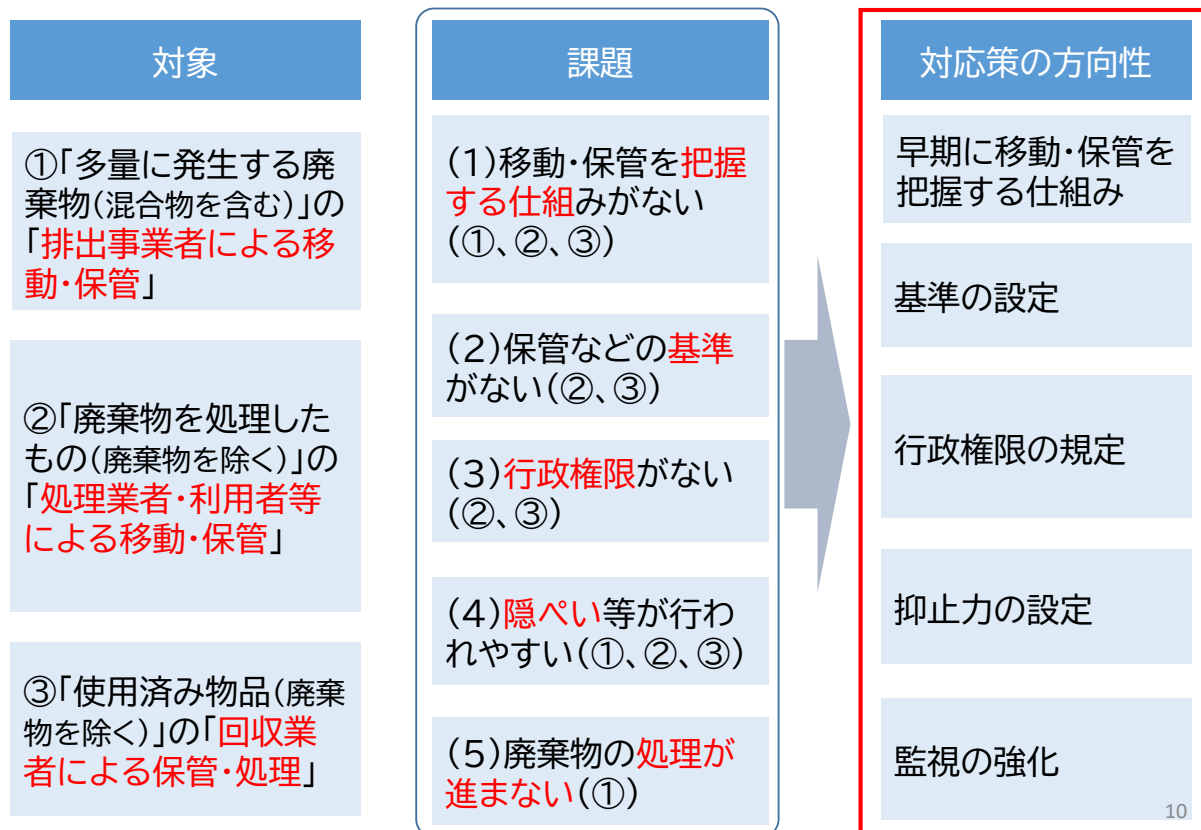
8

対象の絞り込み

		廃棄物等		使用済み物品 (廃棄物以外)
絞り込み の結果	対象物	・汚泥(無機、有機)、 ・ 家畜ふん尿 ・木くず ・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ・廃プラスチック類		・使用済タイヤ ・使用済プラスチック製品 ・金属製品 等
	行為	排出事業者による産業廃棄物の事業場外への 移動や保管	中間処理業者や利用者等による中間処理後物の 移動や保管	回収業者による保管・処理
重大事案化のおそれの観点	排出事業者による行為は把握が困難	一旦処理された物は、有価物主張されると、廃棄物認定が困難で、重大事案化するおそれ		保管に係る基準はなく、指導困難 廃棄物認定が困難で、重大事案化するおそれ

9

対象における課題の整理



10

対応策を講ずる範囲

	①多量に発生する廃棄物の排出事業者による移動・保管		②廃棄物を処理したもの(廃棄物を除く)の処理業者・利用者等による移動・保管	③使用済み物品(廃棄物を除く)の回収業者による保管・処理	
	建設廃棄物	建設廃棄物以外		有害使用済み機器	有害使用済み機器以外
保管場所の把握	届出	×	×	届出	×
保管等の基準	○	○	×	○	×
行政権限	○	○	×	○	×

11

廃棄物等に係る今後の対応

①新たな制度を創設

産業廃棄物・再生資源物の適正な保管に係る規制

②制度の運用体制を整備

関係機関等の連携によるスキマのない運用

産業廃棄物・再生資源の適正な保管に係る規制

[目的]屋外における廃棄物等の適正な保管等について必要な規制を行うことにより、生活環境を保全

内容	①多量に発生する廃棄物の排出事業者による移動・保管（建設廃棄物以外）	②廃棄物を処理したもの（廃棄物を除く）の処理業者・利用者等による移動・保管	③使用済み物品（廃棄物を除く）の回収業者による保管・処理
保管場所の把握	・事前届出 ・帳簿の備え付け等	・事前届出 ・帳簿の備え付け等	・事前届出 ・帳簿の備え付け等
保管等の基準	（廃棄物処理法の基準適用）	・廃棄物処理法と類似の基準を設定(1)	・廃棄物処理法と類似の基準を設定(2)
行政権限	・報告、立入検査（廃棄物処理法の行政権限適用）	・搬入一時停止、改善の求め ・報告、立入検査	

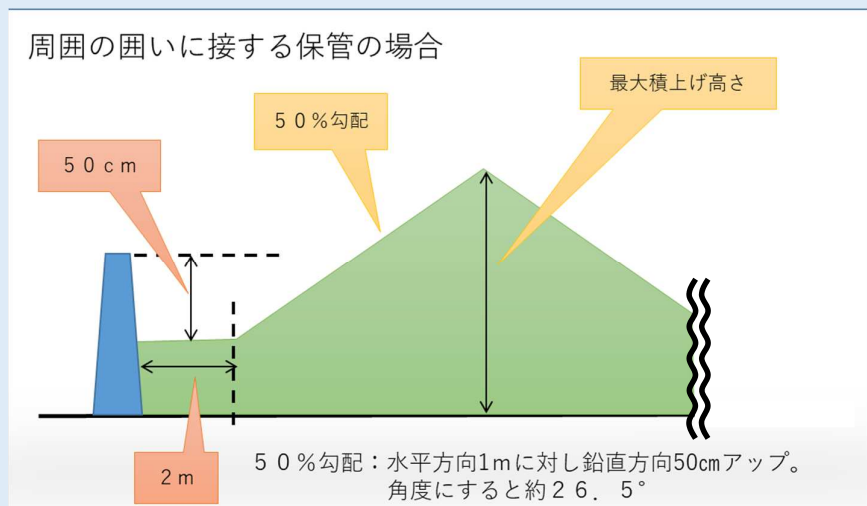
※留意点:事業活動への影響を考慮すること

13

(1)「廃棄物を処理したもの」の保管基準

- 囲いの設置
- 排水溝等設置、床面を不浸透性材料で被覆
- 決められた高さを超えないようにすること など

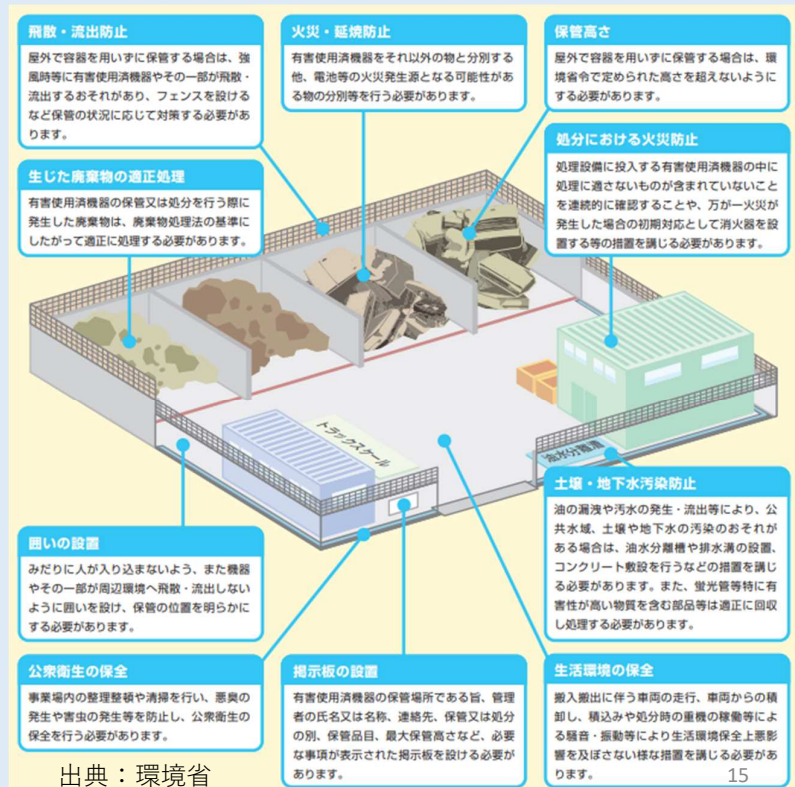
イメージ図



14

(2)使用済み物品の保管基準

- 飛散・流出防止
- 囲いの設置
- 火災・延焼防止 など

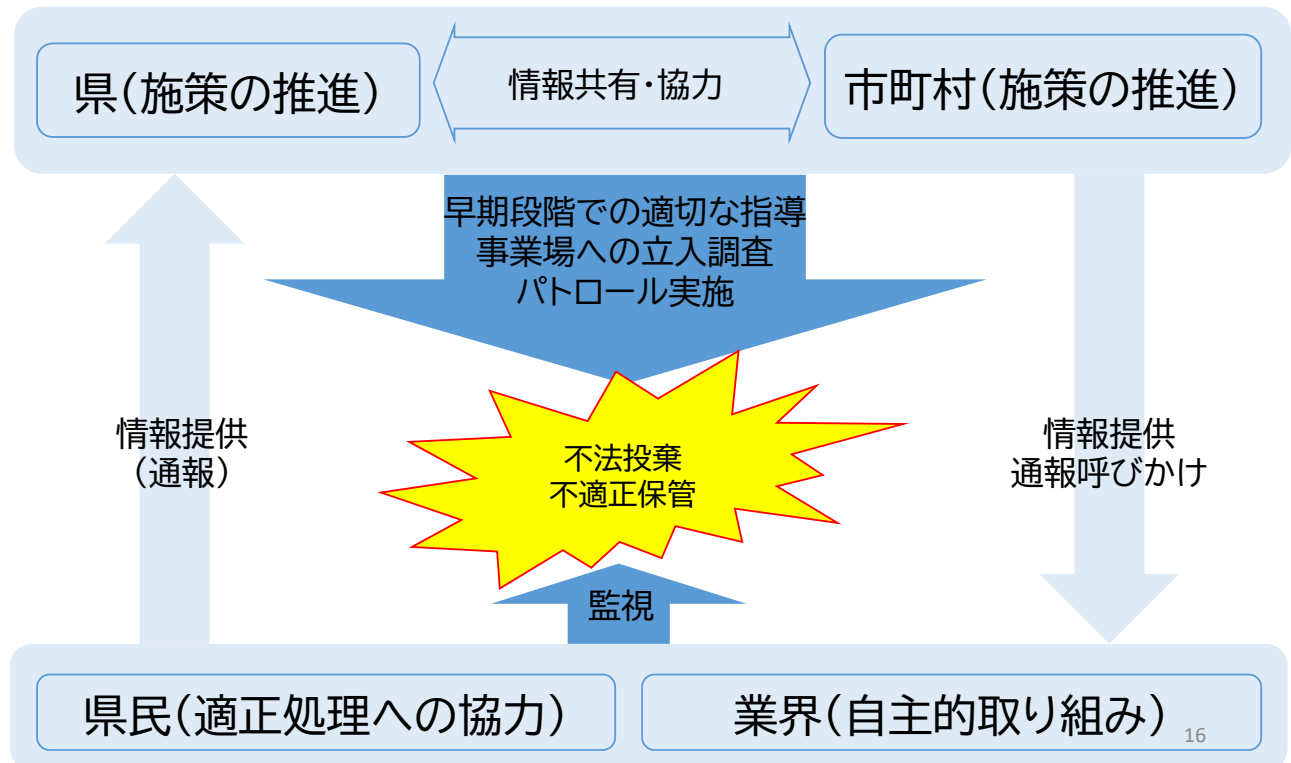


イメージ図

出典：環境省

関係機関等との連携によるスキマのない運用

新たな制度の効果的な運用のための関係機関等との連携強化



土砂に係る検討

17

検討会の意見を踏まえた課題の整理

委員のご意見	課題
○ 災害が発生しないよう不法盛土に対する抑止力が重要であり、違反業者が経済的に不利になるよう罰則の金額を上げることが必要	不法盛土の抑制
○ 盛土の安全性を確保するには、しっかりした構造物を構築することが重要 ○ 盛土の施工管理は、土木施工管理技士など有資格者の配置が必要	適正な盛土の造成
○ 盛土の安全性において最も重要な点は排水処理であり、工事完了時の検査だけでなく、完了後のモニタリングが重要	既存盛土の管理
○ 隙間のない規制が重要 ○ 県と市町村の役割分担を明確にすべき。 ○ 措置命令や代執行を適時適切に実施すべき。	盛土に係る規制の適切な運用

18

課題と検討すべき対応策

課題 ※現状

1. 不法盛土の抑制

- 民間工事における建設発生土搬出先が明確でない。
※再生資源利用促進計画書の作成は、建設業協会員などに限定されている。
- 不法盛土の早期発見及び指導が困難である。
※地域住民や市町村が適法な盛土か判断できない。
- 条例の規制・罰則では、不法盛土が抑制されない。
※許可対象は、3,000㎡以上かつ高さ1m超。
※罰則は、「2年以下の懲役」または「100万円以下の罰金」。

対応策の方向性

- 土砂の発生源及び搬出先の把握
- 地域における情報共有・連絡体制の構築
- 規制対象の拡大・厳罰化

2. 適正な盛土の造成

- 工事中断による盛土の放置の恐れがある。
- 盛土等の安全性を確保する必要がある。

- 事業者の能力に係る基準の設定

19

課題と検討すべき対応策

課題 ※現状

3. 既存盛土の管理

- 盛土が適正に管理されていない恐れがある。
※土地所有者に責任が及ばない。
- 代執行の費用を回収できない恐れがある。

- 事業者・土地所有者等の責任の明確化
- 安全性に問題が生じている盛土への是正措置

4. 盛土に係る規制の適切な運用

- 災害発生の恐れがある区域を隙間なく規制する必要がある。
- 県と市町村の情報共有が徹底されていない。
- 県と市町村の役割分担を明確化する必要がある。
- 地域住民が通報する窓口が明確でない。

- 市町村と規制が必要な区域を検討
- 市町村との連携方法をマニュアル化

20

盛土規制法による課題への対応

課 題		盛土規制法により対応（制度化）
①不法盛土の抑制	不法盛土の早期発見及び指導が困難である。	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請前の地域説明会の開催等を制度化 ・許可・届出内容の公表と関係市町村への通知を制度化
	土砂条例の規制・罰則では、不法盛土が抑制されない。	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象の規模要件を低下 ・厳罰化
②適正な盛土の造成	資力不足などから盛土等の構築が中断され、危険な状態で放置される場合がある。	許可基準に工事主の資力・信用、工事施行者の能力を新設
	災害を防止するため、盛土等の安全性を高める必要がある。	有資格者の設計による盛土の構築を義務化
③既存盛土の管理	適正に管理されていない盛土等がある（土地所有者に責任が及ばない）。	規制区域内の土地所有者等に対する災害防止措置の勧告や改善命令、罰則の制度化
	代執行の費用を回収できないケースがある。	代執行の費用について、工事主等のほか土地所有者に負担させることを制度化



①～③の課題については、盛土規制法を最大限活用し対応していく。

21

関係市町村との連携による課題への対応

課 題		市町村との連携による対応
④盛土に係る規制の適切な運用	災害発生のおそれがある区域を隙間なく規制する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し規制区域を指定
	県と市町村の情報共有が徹底されていない。	(以下についてはマニュアル化が必要) <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有・住民からの通報対応(違法案件・既存盛土の安全性) ・パトロール ・違法案件の監視 ・既存盛土の管理状況の確認
	県と市町村の役割分担を明確化する必要がある。	
	地域住民が通報する窓口が明確でない。	



市町村と協議の上、規制区域の指定までに連携体制を確立する。

22

土砂に対する今後の対応

【基礎調査の実施】

- ・規制区域の指定に必要な基礎調査について、令和4年度中に着手する。

【関係市町村との連携】

- ・基礎調査の実施にあたり、盛土等に関する情報共有を図る。
- ・規制強化に向けた連絡体制等を整備する。

【住民説明等の実施】

- ・地域住民等から、通報等の協力が得られるよう、説明会の開催や広報誌への掲載等、積極的な対応を図る。

23

検討のまとめ(課題への対応)

課題の概要(廃棄物等・土砂)

- ①問題化するおそれのある行為の早期把握ができない
- ②実効性のある行政指導が難しい
- ③環境への影響が生じる又はそのおそれがある

対応

廃棄物等

- ①新たな制度を創設
- ②制度の運用体制を整備

土砂

- ①盛土規制法を最大限活用
- ②市町村との連携体制の構築

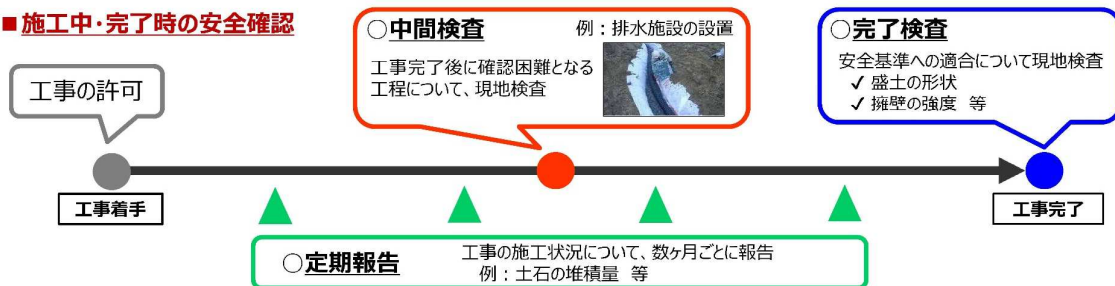
24

[参考] 盛土規制法の内容について

1. 盛土等の規制対象・安全性の確保

規制区域	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定 ○区域指定に市町村が関与できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出） ○都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施
規制対象	<ul style="list-style-type: none"> ○規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象とする ○宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制
許可基準・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定 ○許可に当たって、土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知（説明会の開催等）を要件化
中間検査 完了検査	<ul style="list-style-type: none"> ○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、 ①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

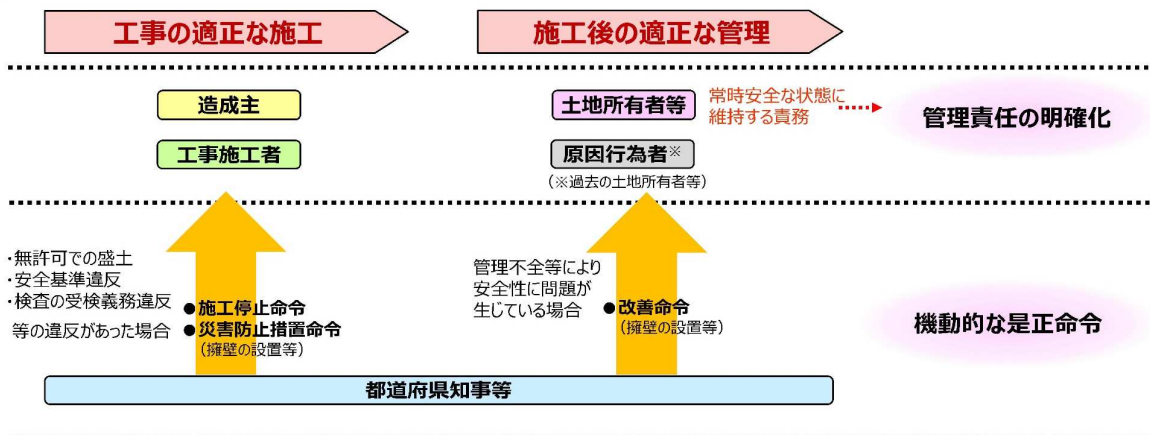
■ 施工中・完了時の安全確認



25

2. 責任の所在の明確化・実効性のある罰則

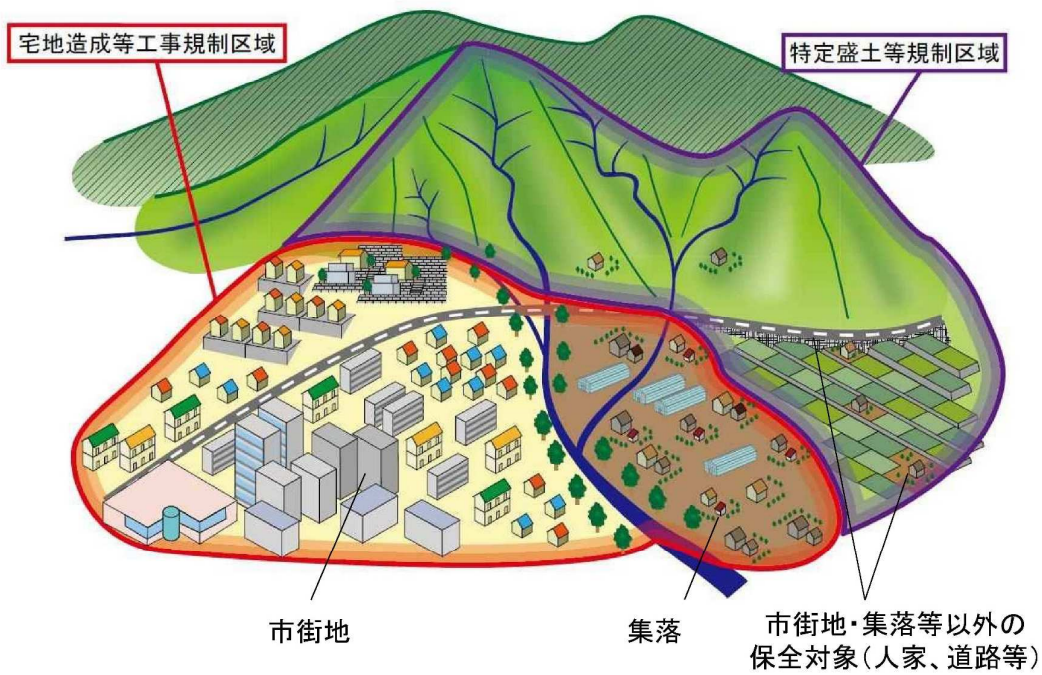
管理責任	○盛土等が行われた土地について、 土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務 を有することを明確化
監督処分	○災害防止のため必要なときは、 土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令
罰則	○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、 条例による罰則の上限より高い水準に強化



- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科を措置（最大で3億円以下）**

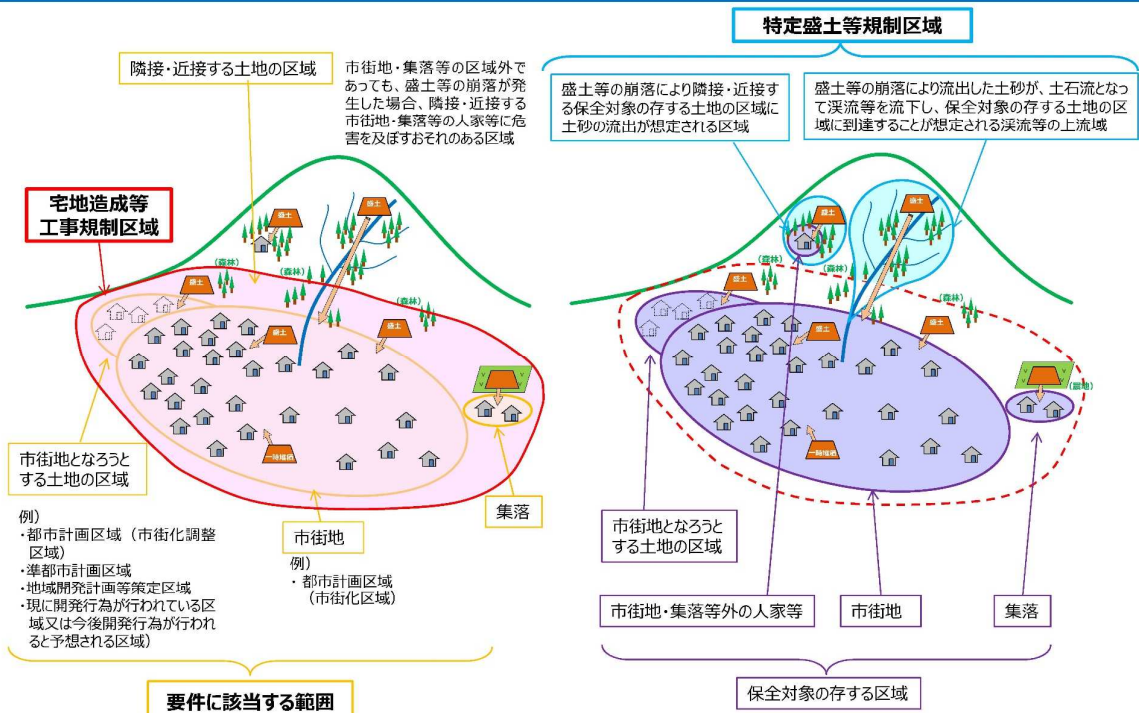
26

3. 規制区域のイメージ



27

3. 規制区域のイメージ



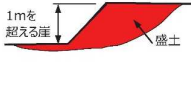
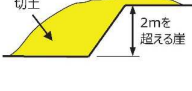

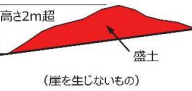
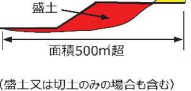
住宅造成等工事規制区域：市街地や集落、その周辺など、人家が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定

特定盛土等規制区域：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）を指定

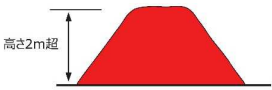
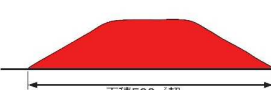
28

4. 宅地造成等工事規制区域における規制対象

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

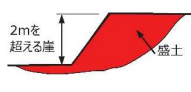
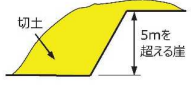
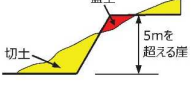
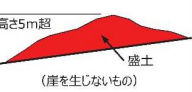
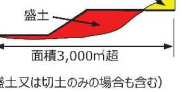
<土石の堆積（一時堆積）>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

29

5. 特定盛土等規制区域における規制対象

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

<土石の堆積（一時堆積）>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 5m超 かつ面積が 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

30